

島根県報

号外第四九号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

規 則

目 次

旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(薬事衛生課)	一
美容師法施行細則の一部を改正する規則	〃	一
美容師法施行細則の一部を改正する規則	〃	二

公布された条例等のあらまし

◇旅館業法施行細則の一部を改正する規則(規則第五四号)

一 規則の概要

1 旅館業法施行条例の一部改正により、ホテル営業の施設の構造設備の基準等を条例で定めたことに伴い、規定を整理することとした。(第二条関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇美容師法施行細則の一部を改正する規則(規則第五五号)

一 規則の概要

1 美容師法施行条例の一部改正により、美容所以外の場所で業務を行うことができる場合を条例で定めたことに伴い、規定を整理することとした。(第二二

条関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇美容師法施行細則の一部を改正する規則(規則第五六号)

一 規則の概要

1 美容師法施行条例の一部改正により、美容所以外の場所で業務を行うことができる場合を条例で定めたことに伴い、規定を整理することとした。(第二二

条関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規

則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第五十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和四十六年島根県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

第七条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県規則第五十五号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十七年島根県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条から第二十三条までを次のように改める。

第五条から第二十三条まで 削除

第二十七条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第五十六号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十七年島根県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条から第二十三条までを次のように改める。

第五条から第二十三条まで 削除

第二十七条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。